

第1回岡山県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和2年7月29日（水曜日）午後4時10分～
- 2 場 所 岡山市北区桑田町1-36
岡山地方合同庁舎 3階会議室
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 財 津 唯 行
西 田 和 弘
八 木 一 郎 |
| 労働者代表委員 | 浅 山 里 奈
小 林 陽 一
宮 原 俊 友 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
加 藤 利 通
鶴 海 元 |
| 事務局 労働基準部長 | 子 安 成 人 |
| 賃金室長 | 大 島 敏 郎 |
| 賃金係長 | 遠 藤 英 文 |
| 専門監督官 | 山 本 光 志 |

4 議 事

遠藤係長

ただ今より、第1回岡山県最低賃金専門部会を開催いたします。専門部会委員の9名の方におかれましては、本日付けで委員に委嘱させていただいております。辞令書につきましては、本日、委員の皆様方のお手元に置かせていただいております。どうぞよろしく願います。

定足数の確認について御報告させていただきます。本日は全員の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令の定足数、委員の3分の2以上又は公労使各3分の1以上の出席を満たしておりますことを御報告いたします。

また、最低賃金審議会令5条2項を準用した6条6項の定足数、委員の3分の2以上又は公労使各3分の1以上の出席を満たしておりますことも御報告いたします。

本日御審議いただきます事項について説明申し上げます。

- (1) 部会長、部会長代理の選任について
- (2) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書について
- (3) 岡山県の生活保護と最低賃金について
- (4) 今後の審議の進め方について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

でございます。

本日は第1回目の専門部会ですので、審議に入ります前に子安労働基準部長より御挨拶を申し上げます。

子安部長

労働基準部長の子安でございます。

公労使専門部会各委員の皆様におかれましては、先ほど本審の方で通常よりも長く、また、丁寧な審議をいただきましてありがとうございました。

これまで特定最低賃金を含めた審議会のルールについては、私ども事務局から皆様の方に十分御説明できていなかった、そういった至らぬ点があったことにつきまして、重ねてお詫び申し上げます。今後こういったことにつきまして、御要望に応じ、適宜、委員の皆様説明や、場合によっては簡単な勉強会のようなものを企画いたしまして、少なくとも公労使の皆様共通認識を持っていただいた上で御審議いただけるよう努力していきたいと思っております。よろしく願います。

今回、中賃につきましても当初事務方が予定していた日程を超えまして、2晩徹夜に近い審議を行い、3日目によりやく答申をお出しいただきました。皆様御承知のとおり、今回の新型コロナ

ウイルスによる影響が全国的にも、また岡山の中でも出ております。そういう意味で例年と異なる厳しい環境でございますが、今年度につきましても岡山の地域の実情を踏まえ、これまでどおり公労使の皆様のご真摯な御議論を継続して御審議いただきますようお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

遠藤係長 室長よろしくお願いたします。

大島室長 議題「(1) 部会長、部会長代理の選任について」でございますが、今回は1回目の専門部会ですので、部会長が選任されるまで進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。
部会長、部会長代理の選任ですが、例年通り公益委員の方々の互選で選任いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

大島室長 ありがとうございます。
公益委員の皆様で互選とさせていただきますが、前もって話し合っていたいておりますので、その結果を私から発表させていただきます。
部会長は財津委員でございます。
部会長代理は八木委員でございます。

(事務局、「部会長」「部会長代理」の札を机の上に置く。)

大島室長 財津部会長に御挨拶をいただきまして、引き続き議題(2)からの進行につきまして、よろしくお願いたします。

財津部会長 部会長の財津でございます。
みなさんお疲れのことと思いますので、特段挨拶なしということですのですぐにお話を進めていきたいと思っております。
議題に入る前に、当専門部会の議事録の署名人について決めておきたいと思っております。
岡山地方最低賃金審議会運営規程によりますと、部会長及び部会長の指名した委員2名が署名するものとされておりますので、部会長の私と、労側は小林委員、使側は加藤委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

財津部会長

ありがとうございます。

次に、議題「(2) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書について」です。

議題「(2) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書について」は、先ほど本審において説明と意見発表がありましたので、専門部会で改めて説明は行わないこととしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

財津部会長

続いて、議題(3)に移ります。「岡山県の生活保護と最低賃金について」です。

この点については、事務局からかいつまんで説明をしていただければと思います。

大島室長

資料No.1と2を御覧ください。資料1のデータを見ると、生活保護基準と住宅扶助の実績を加えた金額が99,116円となりまして、それに対して最賃の1か月の換算額が118,426円になりますので、最賃の換算額が上回っています。

それから、生活保護の比較対象者については、今まで12歳から19歳の単身世帯者となっていたのですが、これが18歳から19歳に改められています。

資料No.2の方は、生活扶助基準と最低賃金額を棒グラフにしたものです。以上です。

財津部会長

今の説明について、労側、使側、あるいは公益から何か御質問等ございませんか。

加藤委員

生活保護基準の対象年齢が以前は14歳から19歳でしたか。

大島室長

12歳から19歳でした。

加藤委員

この年齢については前年か前々年におかしいのではないかとということで質問したと思うのですが、全国的に改められたということですね。

大島室長

そうです。本省が改めています。

財津部会長

ほかに何かございますか。

(特になし)

財津部会長

生活保護と最低賃金については、今、事務局から御説明いただいたとおり理解できましたので、次の議題に移りたいと思います。

「(4) 今後の審議の進め方について」というところに移ります。この点につきましては、岡山地方最低賃金審議会専門部会運営規程に基づき進めることにしたいと思いますけれども、金額審議につきましては、中央最低賃金審議会の目安答申を参考としつつ、これは法律で書かれていることですが、

- ① 労働者の生計費
- ② 労働者の賃金水準
- ③ 通常の事業の賃金支払能力

この3点を総合的に考慮するよう法律に書かれていますので、今後の審議についてもこのような姿勢で臨みたいと思いますが、その点よろしいでしょうか。

(異議なし)

財津部会長

そういう方向性で御協力いただきたいと思います。

次に、議題「(5) 今後の審議日程」に移りたいと思います。この点について事務局からよろしいでしょうか。

大島室長

とりあえず今回を含めて3回、ないし4回を今のところ予定しておりまして、会場の確保もしてあります。あとは委員の皆様と調整をさせていただきたいと考えています。

財津部会長

先ほど確認したとおり、今週と来週で実施することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

財津部会長

そのほかに何か事務局からございませんか。

大島室長

特にございません。

財津部会長

次回は金曜日が第2回目となります。次回は本年度の審議に臨むに当たっての労使それぞれの基本的小お考えをお聞かせください。その上で金額審議をいただきたいと思います。明日のことになりますので、御準備の方をよろしくお願ひいたします。

それから、次回以降の専門部会については具体的な金額の話に

入ってきますので、忌たんのない御意見をいただくために非公開という形にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(同意する声)

財津部会長

労使ともよろしいということで、次回2回目以降は非公開とさせていただきます。ほかに何かございませんか。

(特になし)

財津部会長

本日の第1回の専門部会をこれで終了したいと思います。